

院内感染対策に関する取組事項

1、感染防止対策に関する基本的な考え方

当院は地域の高齢者医療・終末期医療を担う病院として、さまざまな施設や病院ならびに在宅から医療依存の高い患者の受け入れが行っているため、十分な院内感染対策を行う必要があります。

患者や家族をはじめ、病院に関わるすべての方を守る為、「標準予防策」を基本とし、感染経路に応じた予防策を実践していきます。

院内感染発生時には、速やかな対応を行い、拡大の防止に努めていきます。

2、院内感染対策のための組織に関する事項

感染管理に関する方針の作成、事案の協議、承認機関として「感染対策委員会」があります。会議は月1回を基本とし、必要時には随時開催します。委員会は各部門を代表とする職員により構成されています。

また、感染制御チーム（ICT）を設置し、感染防止対策の実務と評価を行います。

3、院内感染対策に関する職員研修の取り組み事項

職員の感染防止策に対する意識・知識・技術向上を図るため、全職員を対象とした研修を年2回以上実施しています。

4、感染症の発生状況の報告に関する事項

薬剤耐性菌や院内感染対策上問題となる微生物の検出状況に関する感染情報レポートを作成しています。

ICTで必要に応じた感染対策を検討し、現場へフィードバック、周知や指導を行っています。

5、院内感染発生時の対応に関する事項

院内感染が疑われる事例が発生または疑われる場合は、臨時の感染対策委員会を招集し、感染拡大の防止に努めます。

法令で定められた感染症が特定された場合は、速やかに行政機関に報告します。

また、平時より協力関係にある地域の医療機関や保健所と速やかに連携し対応します。

6、患者様への情報提供に関する事項

感染症が流行する時期は、ホームページ、院内におけるポスター等の掲示物で院内に広く情報提供を行います。あわせて感染防止の意義及び手洗い、マスクの着用などについて、理解と協力をお願いします。

7、抗菌薬の適正使用に関する方策

抗菌薬の適正使用のため、協力関係にある地域の医療機関からの助言を頂いています。

また、特定抗菌薬については届け出制とし、耐性菌の減少に努めます。

8、他の医療機関等との連携体制

協力関係にある地域の医療機関や保健所と連携し、感染対策の相談や定期的なカンファレンスを行い、感染対策に取り組んでいます。

9、患者様に対する当該指針の閲覧に関する事項

本取組事項は院内に掲示し、患者及び家族などから閲覧の求めがあった場合はこれに応じます。

10、その他の当院の院内感染対策の推進のために必要な事項

院内感染防止対策の推進のため、「院内感染対策マニュアル」を作成し各部署に配備しています。更に院内の電子カルテからいつでも閲覧できるように整備を行い、病院職員への周知を図るとともにマニュアルの見直し、改定を行います。

病院職員は、自らが院内感染源とならないよう、定期健康診断を年1回以上受診し、インフルエンザ、B型肝炎等の予防接種に努め、健康管理に留意します。